

## 令和6年度に実施する調査

### 1. 基本精度管理調査(注1)

#### (1) 模擬排水試料(一般項目等)

項目：全燐、ほう素、カドミウム、鉛及び鉄の5項目

分析方法：環境庁告示第64号(最終改定平成31年)に定める方法により分析する。なお今回の調査では、鉄についてICP質量分析法による方法を選択することも可とする。

選定理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。水濁法の一律排水基準項目であり、公共機関のみならず、広く一般機関が対象となる一般的な試料である。カドミウム、鉛とともに令和3年度において健康項目の環境基準超過をした物質である。ICP質量分析法による鉄の分析についてJIS化の動きが有り、分析精度を確認する。

### 2. 高等精度管理調査(注1)

#### (1) 模擬水質試料(農薬)

詳細項目：シマジン及びチオベンカルブの2項目

参照項目：フェニトロチオンの1項目

分析方法：環境庁告示第59号(最終改定令和5年)付表6の第1又は第2、「水質管理目標設定項目の検査方法(平成15年、最終改正令和2年)」別添方法5(固相抽出ーガスクロマトグラフィーー質量分析計による一斉分析法)、同別添方法18(固相抽出ー液体クロマトグラフィーー質量分析計による一斉分析法)、同別添方法20ー2(液体クロマトグラフィーー質量分析計による一斉分析法)、あるいは上記に加えて同等以上の(例えば、MS/MSやTOF-MSを用いる)方法により分析してもよい。なお今回の調査では、GC/MS測定に用いるキャリアーガスについて、ヘリウム、水素以外の代替ガス(窒素)の使用も可とする。

選定理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。告示法が改正されてキャリアーガスに水素が追加されたことを受け、キャリアーガスに水素ガス使用した場合に加えて、窒素ガスを使用した場合の分析精度を調査する。水質汚濁に係る環境基準が設定されており、広く分析が行われている物質である(シマジン、チオベンカルブ)。要監視項目として複数回指針値超過(平成6年度～令和3年度累計)をした物質である(フェニトロチオン)。

#### (2) 模擬大気試料(揮発性有機化合物)(注3)

詳細項目：クロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トルエン及びベンゼンの5項目

参照項目：トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン及び四塩化炭素の3項目

分析方法：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)に定める方法又は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省水・大気環境局大気環境課)に定める「容器(キャニスター)採取ーガスクロマトグラフ質量分析法」により分析する。

選定理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。主に有害大気汚染物質の「優先取組物質」から選定。過去複数回に亘って調査対象となっている物質は、経時的な追跡評価が可能である。前回調査時(H30)から5年が経過しており、分析精度が維持されているか確認が必要。

(注1) 「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない(又は規定されて間もない)又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。  
具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に

実施する基本精度管理調査（1 試料）、及び高度な分析機器の活用や分析技術を要し社会的に関心の高い内容の試料を選定し実施する高等精度管理調査（2 試料）としている。

（注2） 令和2年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」（令和3年2月19日）による。

（注3） 参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。